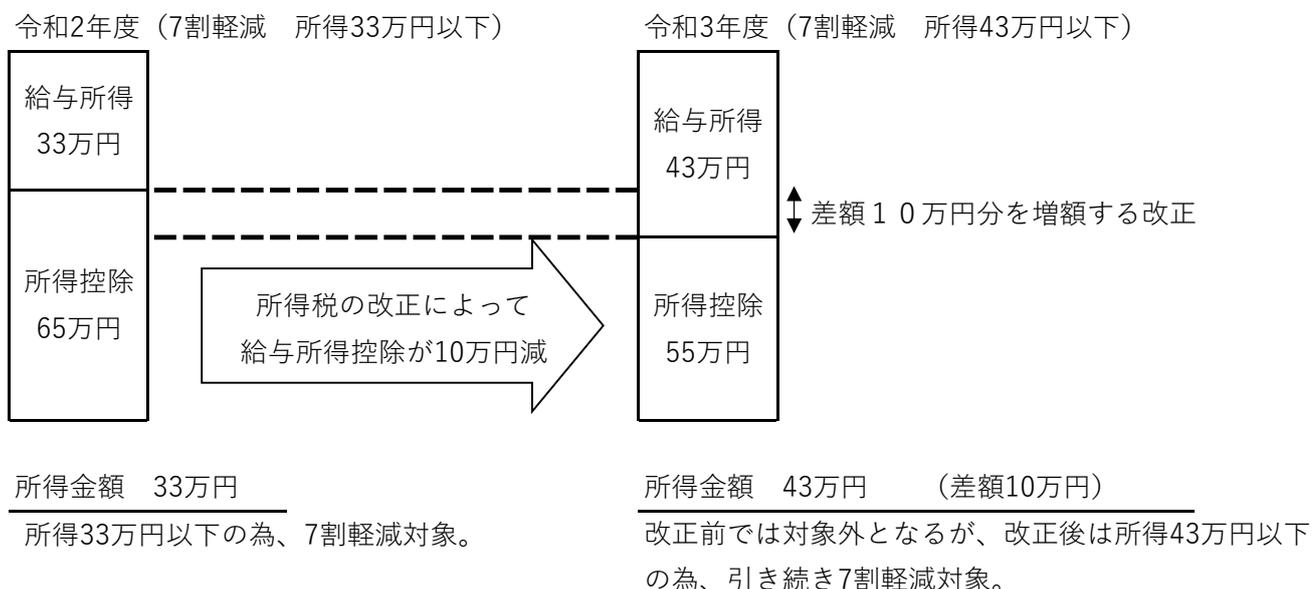


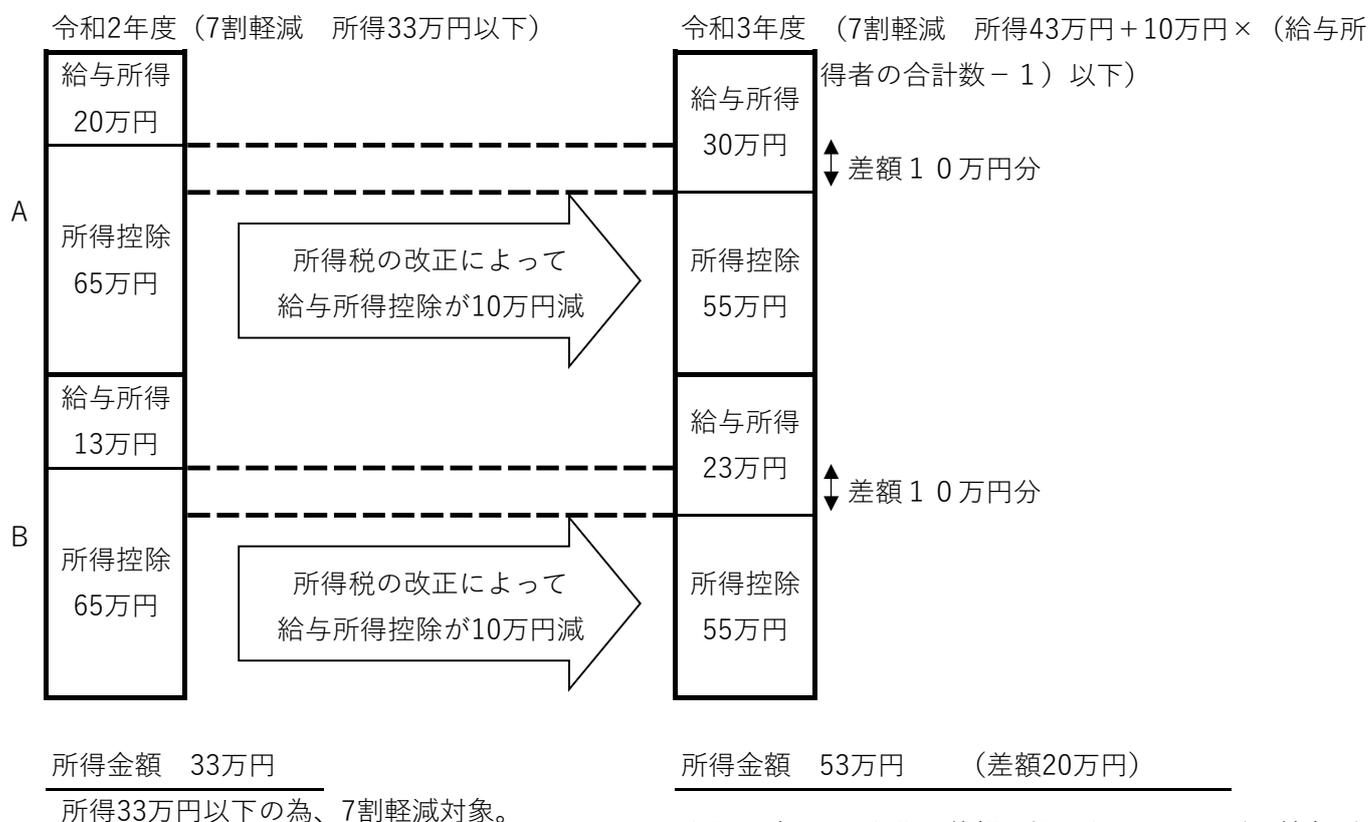
令和2年12月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第148号	議案名	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について			
目的	<p>地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)が令和2年9月4日公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正するもの。</p>					
内容	<p><b>1 概要 保険税軽減判定基準額に係る見直し</b></p> <p>国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円(現行33万円)に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるもの。</p> <p><b>2 背景 個人所得課税の見直し</b></p> <p>平成30年税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除に振り替えるなどの改正が行われた。(改正地方税法は、令和3年1月1日施行)</p> <p>(1) 給与所得控除・公的年金控除が10万円引き下げ (振り替え)</p> <p>(2) 基礎控除が10万円引き上げ</p> <p>その他の農業・自営業等は控除引き下げはなく、基礎控除引き上げのみ。</p> <p>一方、国民健康保険では、低所得世帯に対する保険税の負担を軽減するため、世帯主及び世帯員等の総所得金額が一定の基準額以下の世帯に対し、保険税の応益割(均等割、平等割)の7割、5割、2割を軽減する措置を講じている。</p> <p>上記税制改正の結果、世帯に給与所得者等が複数人いると、世帯全体の控除額が減り、保険税の軽減も受けにくくなる。このため、税制改正の影響が緩和されるよう保険税の軽減判定基準を改正するもの。</p>					
補足事項	施行日 令和3年1月1日					

## 議案第148号概要 琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について（資料）

事例①給与収入98万円の1人が国保加入の場合



事例②給与収入85万Aさんと78万円Bさんの2人が国保加入の場合



上記の改正で1人分の差額は埋められているが、給与所得者が複数あると不利になってしまうため、10万円×（給与所得者の合計数-1）を足した53万円を7割軽減対象と改正し、引き続き7割軽減対象となる。